

# 令和元年11月定例農業委員会 会議録

令和元年11月11日（月）

## 会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
利用権の設定について
- ・ 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
利用権の設定について（中間管理事業分）

4. その他

5. 閉 会

(午前 9時30分開会)

・事務局

皆さん、おはようございます。9時30分の定刻となりましたので、令和元年11月定例農業委員会を開催させていただきます。

本来ですと、開会にあたり事務局よりご挨拶申し上げるんですが、北岡事務局長においては部長連絡調整会議、あと、事務局三浦につきましては高野山麓精進野菜試験圃場整備、あと、北山主査につきましてはねんりんピックに出ておりますので、事務局、今、2名で失礼ながら進めさせていただきたいと思います。

なお、北岡につきましては、部長連絡調整会議が終了次第、こちらに駆け付ける予定となっております。

なお、本日の議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会議の議長は農業委員会の会長が務めることとなっております。以後、会長ご挨拶の後、議事の進行につきましてはよろしくお願いいたします。

では、会長、お願いいたします。

・土井会長

それでは、皆さん、おはようございます。

11月の定例の農業委員会ということでご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

昨日は天皇皇后両陛下の祝賀御列の儀が行われまして、国民とともにお祝いをするということで、晴天に恵まれまして滞りなく終了され、まずもって、皆さんとともにお祝いを申し上げたいというふうに思います。

11月4日の「まっせ・はしもと」に際しましては、各委員さん方、格段の協力と尽力をいただき、盛会であったとうれしく思います。駐車場も満車となり、1,000台ほど止まったというようなことですが、大入りの会場で、飲食の方を見ていますと、もう早くから完売という看板が出ており、農業委員会のブースにつきましても、皆さんのおかげで大勢の人が集まって好評であったかなというふうに思っております。

一方、農地利用状況調査では、大変皆さん方にご苦勞をおかけしたわけですが、私の担当の地域では、昨年耕作しておいた農地がことしはもう作ってないとか、あるいは、柿畑を見ますと、柿がもう収穫されんとそのままになっておるといふようなところがちょこちょこありまして、現実の厳しさというものをこの

パトロールの時に感じたところでございます。

また、先日の新聞によりますと、米の10a当たりの生産費が平均12万8,724円と発表されてございまして、60kgの生産費が15,352円というようなことで、米の相対価格につきましてはkg当たり15,819円と公表されてございまして、最高は新潟魚沼産のコシヒカリで20,919円というようなことが公表されてございます。結局、反当たりの収量をあげるとか、あるいは、生産コストを下げるとか、そういうような経営努力をしないことにはなかなかメリットが出てこんというふうな状況になっておるというところでございます。

また一方、農林水産省の方は消費者のアンケート回答ということで、野菜を買う時に重要点は何ですかという形で消費者に聞いてみますと、味、鮮度という回答が81.9%、価格が81.6%とほぼ同じ数字を示しており、安全性というのとは50.8%、産地については46.5%、見た目が36.7%であったということであります。

果樹の場合は、味、鮮度が81.7%で最高でございまして、価格については77.8%、安全性、産地については45.5%、見た目は38.6%というような形で公表され、結局、味、鮮度というものが消費者は重要視されて購入しておるというふうなことがうかがえております。

今回、「まっせ」でも私どもがアンケート実施をしたわけですが、一遍、今、データ整理中でございますので、これと比較してみたいなというふうに思っておるところでございます。

#### ・議長

それでは、只今より議事を進行してまいります。座って議事を進めます。

事務局から本日の出席委員について報告をお願いします。

#### ・事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席議員数についてご報告を申し上げます。

農業委員11名中、8名の出席でございます。なお、議席番号2番木下善久委員、議席番号4番大西敏夫委員、議席番号8番林義文委員より欠席届が提出されております。以上でございます。

・ 議 長

事務局から報告のとおり、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び橋本市農業委員会規則第7条の規定により、出席委員は在籍委員の過半数に達しており、本日の会議は成立していることを宣言いたします。

議案の審議に先立ちまして、議事録署名委員の選任を行います。橋本市農業委員会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号6番の田中里美委員、議席番号7番の田中一孝委員の2名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日の議事は提出議案3件です。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・ 事務局

それでは、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の5-1ページ及び位置図の5-1ページをご覧ください。

それでは、整理番号1番の案件についてご説明申し上げます。申請地は橋本市高野口町伏原字藪田・・・、位置は市立応其小学校より北東に約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目は田、現況は雑種地となっております。申請者は農地法の認識不足により農地転用の手続をせずに駐車場として利用しておりました。この件につきまして申請者は深く反省しており、橋本市農業委員会からの嚴重注意の上、始末書添付での申請となっております。計画によりますと、駐車場10台分を整備します。汚水及び雑排水については発生いたしません。雨水については自然浸透とし、余水については申請地北側の既設水路へ放流します。このことにつきまして、引の池土地改良区及び紀の川用水土地改良区の意見書が添付されております。隣接する農地はありません。現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明申し上げます。

位置図の5－2ページをご覧ください。

申請地は橋本市橋谷字上河原・・・及び・・・、位置は城山小学校より北西に約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は田です。譲受人は市内で工業用研磨剤の製造販売を行っている法人です。譲受人は申請地隣接地において製造販売を行ってききましたが、駐車スペースや資材を置いておく場所が狭くなってきて適地を探していたところ、遠方に居住しており農地の維持管理が困難となった譲渡人と交渉し、申請に及びました。計画によりますと、全体事業面積は申請地に隣接する宅地を含む・・・㎡で、そのうち農地面積は・・・㎡です。駐車場大型車5台分及び資材置き場を設置します。汚水及び雑排水については発生しません。雨水については自然浸透とし、浸透し切れぬ分につきましては申請地南側の既設水路へ放流します。このことについて、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地はありません。現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書類が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明申し上げます。位置図の5－3ページをご覧ください。

申請地は橋本市隅田町芋生字小嶋・・・、位置は隅田中学校より南東に約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。譲受人は市外在住の個人です。道路拡幅工事のため自宅敷地を提供し、工事完了に伴い元の場所に自宅を建築する際、自宅予定地と道路の間に残った譲渡人の農地について交渉し、本申請に及びました。計画によりますと、全体事業面積は申請地に隣接する宅地・雑種地を含む・・・㎡で、そのうち農地面積は・・・㎡で、個人住宅1棟を整備いたします。排水について、汚水及び雑排水については集水し、浄化槽を経て処理後、西側の公設升に放流します。雨水についても集水し、申請地西側公設升へ放流します。このことについて、地元水利組合の同意書が添付されております。こちらにつきましても、隣接する農地はありません。現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と

見積もられ、必要額以上の融資証明書が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

案件の1番は。林委員さん欠席か。ほしたら、意見書あったら。

・ 事務局

事務局よりお伝え申し上げます。

1番の案件につきましては、本日欠席しておられます林義文委員から、すべて適当である、確認済みであるということで意見書の方が。意見の方を読み上げさせていただきます。代読させていただきます。

山際社長が野菜を栽培していましたが、現在は栽培できなくなり、現状は雑種地、駐車場として利用していると。今後、駐車場として転用したいとのことで、周りに農地もないということで、特に問題はないと思うということで意見書の方をいただいております。以上です。

・ 議 長

案件の2、お願いします。

・ 推進委員

田中委員と一緒に現地確認させていただきました。・・・さんの方は現在の敷地では大型トラックの出入りが大変困難と思われるので、広い土地が必要になったものと思われます。あとはもう事務局の説明どおりです。

・ 議 長

次、案件3。

・ 田中（一）委員

7番の田中です。今、事務局の方から説明していただいたとお

りでございます、道路の関係でこうなったんだということを現場を見に行って確認したようなところでございます。以上です。

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。  
はい、どうぞ。

・廣田委員

個々の質問やなく、事務局へお尋ねしますけど、この備考のとこへ今まで第何種農地と書いてくれてあったん違うのかな。

・議 長

はい、どうぞ。

・事務局

申しわけございません。記入漏れでございます。

・廣田委員

それやったらええんじゃけど、ええという意味やないけど、よろしく。

・事務局

はい。

・議 長

ほかにありませんか。

．．．．．

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

異議がないようですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定についてご説明いたします。議案書のページ、基-1から基-2をご覧ください。左端の整理番号1番まで新規が2件、再設定、継続の方が1件、合計3件ですが、代表して、新規の整理番号1番の案件を読み上げます。

利用権の設定を受ける者は・・・、利用権の設定をする者は・・・。利用権を設定する土地は橋本市高野口町向島字道王・・・、・・・番です。現況地目は田で、面積は合計・・・㎡です。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用します。利用権の期間は1年で、終期は令和2年11月30日となっております。利用権の設定を受ける者の耕作面積は約・・・a、新規の設定となっております。

なお、今回利用権を設定する土地は新規及び再設定全部で7筆、合計・・・㎡となっております。以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明あればお願いします。

特にありませんか。

・・・・・・・・

・議 長

ないようですので、これより質疑に入ります。質疑される方はご発言願います。

質疑は特にありませんか。



.....

・議 長

わしから済まんけど、案件の2あるやろ。そしたら、・・・のうち・・・とか、・・・のうち・・・とかっていうふうな形になっとるけど、残りの土地はこれどないするんやろな。

・事務局

こちらのお話なんですけれども、・・・さんという方が橋本市でちょっと家庭用の菜園をしたいということで農地を探しておられた時に、ちょうど農地銀行の情報を見て現地を回られていた時に、・・・さんがたまたま農地にいらっしゃって、そこでお話がまとまったというふうにお二方から私もお話をお伺いしています。

農地は3筆にまたがって広くあるんですけれども、その中には果樹を植えていたりいろんな所があるんですけど、そこで耕作できる、3筆にまたがったちょうどこの長方形の部分だけ使わせてもらうという約束になったということで、申請には地図で長方形に四角く書いてもらってるんですけれども、約これ位の平米、・・・のうちの・・・㎡、・・・㎡のうち・・・㎡と、・・・番地につきましてはもうその1筆ということで、3筆にまたがってお借りするというような形で。

・議 長

ほしたら、余った所は休耕地。

・事務局

余った所は多分、小佐田さんも使われるみたいな。ご本人様と一緒に、半分位貸してもらおうというふうなお話でお伺いしております。

・議 長

ほかにありませんか。

・岡本委員

この奈良県の方は橿原市から来てここの分だけするという事ですか。

・議 長

はい、どうぞ。

・事務局

私もやはりその点が気になったので、お話一緒にお伺いさせていただいたんですけども、今でしたらもう京奈和自動車道が開通して20分で来れるということで、奈良のご自宅の近くで探さなかったんですかと言うと、やっぱりちょっと条件の合う所と貸してくれる所がなかったということで、橋本市まで家庭菜園するための農地を探しに来られてということでお伺いしております。

・議 長

ほかにありませんか。

・・・・・・・・

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を採決いたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について(中間管理事業分)を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について(中間管理事業分)についてご説明いたします。議案書、次のページ、中-1をご覧ください。

左端の整理番号1番から3番まで合計3件ですが、代表して整理番号1番の案件を読み上げます。利用権の設定を受ける者は和歌山県の農地中間管理機構である公益財団法人和歌山県農業公社、

利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地は橋本市南馬場字下前田……。現況地目は畑で、面積は……㎡です。利用権の種類は賃貸借で、樹園地として利用します。利用権の期間は3年で、終期は令和4年11月30日となっております。

なお、今回利用権を設定する土地は全部で5筆、合計……㎡となっております。県の農業公社が今回の利用権設定により農地中間管理権を取得し、今後、耕作を希望する担い手に転貸することになります。希望者についてですが、和歌山県農業公社及びJA紀北かわかみの担当者より、橋本市南馬場の農地については新規参入者である……さんが借り受けの希望を出していると。橋本市中道の農地については今後育成すべき農業者である……氏が借り受けの希望を申し出ているという情報が入っております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明あればお願いします。

・大西（正）委員

2番、3番の恋野地区ですけども、事務局の説明のとおりで特にはないんですけども、今日、木村推進委員と現地確認させていただきまして、向こうの方にも会いました。現状は農地も良好に、今、水稻、野菜も現在もう既に作られていまして、良好に維持管理されていて、特に問題はありません。

・議 長

ほかに。

.....

・議 長

ないようですので、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

はい、どうぞ。

・岡本委員

2号と3号の貸し借りのやり方が2通りあるんですけど、これ

は今後もこれで続けていくのかどうか。3号に固まった方がいろんな面で管理しやすいのか、どうなんですかね、これ。

・議 長

はい、どうぞ。

・事務局

今、岡本委員から質問のあったとおりなんですけれども、やはり、今、現況この中間管理事業というのが農業振興地域内の農地に限られているということもありまして、今後、県の農業公社の方は農業振興地域外の農地もこの事業を使ってできないかということは考えていっているそうです、やはり。

やはり、いろんな貸し借りの方法があると、借りたい人とか貸したい人もどうしたらいいのかというのがありますので、わからないことがありますので、できたら中間管理事業にまとめていきたいという希望がやはり県の方にもあるとお伺いしておりますので、今後、法改正が今後また行われたりしますので、今後の法改正につきましての情報といたしましては、今、一旦、農業公社さんに貸して、農業公社さんが今度転貸するという形をとるんですけれども、もう3者で一気に契約できるような方式とれないかということで、またその契約の方式とかが変わっていくような話をお伺いしております。それはまた決まり次第お伝えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

・議 長

ほかにありませんか。

・萱野推進委員

その農地の貸し借りの関係で、生産者は農協へ相談することが多いと思うんよ。それと公社との、農協を交えた話し合いというのはどうなっとるんかな。農協へ直接貸しとるわけじゃないと思うんじゃけど。

・議 長

はい、どうぞ。

・事務局

今、萱野委員からご質問があった件につきまして、農協さんも一応、農地の円滑化団体ということで、貸し借りの円滑化、スムーズにできるようにということで、毎月1回、和歌山県農業公社の担当者、振興局の担当者、そして、JAの営農部の担当者さんと農業委員会の担当でマッチング協議、どこの農地をどんな人に貸したらいいのかという協議を毎月行っておりますので、そこで情報交換、意見交換等。

・萱野推進委員

JAと公社さんと。

・事務局

そうです。もう希望者、南馬場の希望者いてるんでこの人にいうような話を、協議を毎月行っております。

窓口としては、1番の相談者がやっぱり、情報量の多いJAの営農販売部。

・萱野推進委員

一番先そこへ行く。

・事務局

そうですね。そこの方がやっぱり情報量が今一番、現場動いていただいていますので、その方の所に行っているというような状況です。以上、よろしく申し上げます。

・議 長

ほかにありませんか。

.....

・議 長

ないようですので、質疑を打ち切ります。議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を採決いたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、その他に移ります。委員の皆さんから何かご意見、ご質問はございませんか。

はい、どうぞ。

・ 委員

今後、貸し借りも増えてくると思うんですけども、イノシシがますます増えてきて、この対策をやっぱり根本的に。各個人でやっていくというのは難しくなってくるんじゃないかと思うんです。もう事故起きるといってもありますし、もう田んぼへ入るようになって困うてしもたら民家へ押し寄せてくるとか、いろいろ出ますので、もっとイノシシの住む場所を考えてもらわんことには、そんな固定資産にかけるとかそんな話どころの騒ぎじゃないと思うんですけど、どんなもんなんですか。その辺どこかで言うただけませんか。

・ 議 長

これ有害鳥獣対策、県も市も合わせていろんな形で対策は立ててるわな、事務局さん。

・ 事務局

会長ご指摘のとおり、市の方でも有害鳥獣の計画を立てております。それは毎年毎年改定しながら進めておるわけですが、なかなか現状に追いついていないというのが現状でございます。あと、補助額も限りがあったり、申請も個人ではなくてグループでないと申し込めなかったりで、いろいろ制約があるんですけども、一生懸命やっておりますので、もうちょっと長い目で見ていただければと思います。

・ 議 長

向井さん、何かあったんちゃうん。

・ 向井推進委員

今回、「まっせ」へ参加したんやけど、ことしの来場者数、何人

位だったんですか。去年、17,000とか言うてましたけど。

・事務局

まだきちっと集計されてないんですが、昨年度17,000名に対し、今年度19,000名というふうに聞いております。以上です。

・議長

あんまりぎょうさん来とった来とったって言うと、実行委員会の方で警備の問題でどっさり警備費とられるんよ。そこらもあるんで難しい、人数の発表というのは。ほんで、去年よりは確かに多かったわな。もう結局、さっきも言いましたけど、1,000台ほど駐車場も満車になって止めるところなかってということで、あと、シャトルバス等々と、そんなところから推定はして、今、局長言うたように2万弱というような形になってるんですけど、記者にこれ聞いたら、大体あの人らはああいうとこの状況見るの上手やから、概算大体持ったあるけどな。

・事務局

と思います。ただ、今、僕らが聞いているのは1万9,000ということで聞いております。

・議長

まあ、そういうところらしいです。大変な人のにぎわいやったかなというふうに。何か会場に入るのに国道から40分もかかったというようなことでぶつくさ言う人おりましたけども、そんなんで、出入りにやっぱりごっつい時間かかった。これは人が多かったらあんな形になってくるというふうなんかと思うんやけども、盛会でよかったなというふうに思っています。

ほかに。はい、どうぞ。

・松岡推進委員

関連して、鳥獣害の関係なんですけども、僕、以前にフェンスするのに、メッシュじゃなしに日亜の網を張ったんですけども、その時に扉を対象外に、お金の金額から、されたんよ。ほいでに、大体メッシュやったら、市と、農協で買うたら農協とで、大方、大体カバーできる位の価格まで下げてしてくれるんですけども、ほ

やって言うて、それがええか悪いかいうたら、3年ほどしたら、メッシュやったら下から入ってくるということで、僕は1巻20mのメッシュなんですけども、折り返しのきくやつで、ほいで、背が高いんよ。ほんでも、単価としては高うなると。扉たんとすりゃ、たんと要るさかいに。

ほんでに、そういうの、3割ほど、市と県合わせて3割位かかったんですけども、1箇所520mほど、100万ほどかかって、ほんで30万ほど補助もいただいたんですけども、パイロットの場合は3百何万ほどかかったんですけども、皆、扉、扉が外されて負担が大きく、メッシュの人と違って、僕らのやつは農協の補助もないし、農協で買うとるのに農協の補助もなくて、市と県とだけなんですけども。

ほんでに、市かって、五條市はもうメッシュじゃなしに、僕買うとるようなやつなけな補助対象から外してあるんやんか。なぜか言うたら、シカよけの対象もあって、そういうええやつなけな、もうメッシュは補助せえへんと言ひよる。うちらは逆に、メッシュなけなあかんというようなことで、僕の場合には、市と県、農協が補助してくれんなんですけども、ほんでもう外される部門というのは、ドアの1mほどのと、軽四入る3mほどかな、そういう扉が皆外されて、ほんな単価が高うなっていくってなもんで、ほんで対象から外されるさかいに、ドアがもう入れらんことにはそれが成り立てへんのに、金額が高いさかいにそこから外されるというようなことであつたんよ。

やっぱり、これからはきっちりもっと完璧なもんをできるような補助政策をせんことには、3年ほどしたらもう底から皆入れてくると。僕の場合は、平成24年に北山やったやつかて1個も入れへん。やっぱり折り返ししたあるだけある。ほんでに、行政というのはちょっとしたことで、せっかく使うとるのに、もう何ぼらいと入られるというのはやっちょんで千度聞いとるんよ。毎日それ話聞いとるわ。やっぱりそういうように変えていかなあかんとちゃうかと思うんですけども、また検討していただきたいと思ひます。

#### ・議 長

有害鳥獣対策については議会でも質問よう出てるけども、いろんなそういう対策することは市も県も考えてくれてるのでけども、なかなかそういう絶対的な効果というのが、相手も学習能力のあ



るものなんで、なかなか対策が追いついてこんというようなことですので、またそんなところで、市としても当初予算要求、またそんなような形でしてあげたらなというふうに思っていますけども、部長どうで。

・事務局長

遅れてきて申しわけございません。それから、先日来、嵯峨谷ハイキング、「まっせ・はしもと」、皆さんに本当にご協力いただきまして、ありがとうございます。

鳥獣対策の件なんですけど、先日、JAと橋本市議会の議員さん方との懇談会の中でもこの鳥獣対策というのが大きく取り上げられました。特に、これまでやった所についてはもうそろそろ更新しなければならないのに補助対象になっていないということであるとか、それから、4月、5月に申請が集中して年度途中の申請等が受けられへんとか、そういった状況もあるということ、国・県とも含めて、できるだけ私たちもいろんな所で働きかけて、少しでも改善できるよう、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

特に、先日も「まっせ・はしもと」の会場で、市長に高齢の方が声かけられたのは、まさしくイノシシで1晩で田んぼ1反やられてしまうのと。においも付いてどないもできへんのが非常に悲しいという、そんな話もあったところですので、本当に仕方がないでは済まされないとしますので、私たちとしてもできるだけしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

・議長

そういうことで。

はい、どうぞ。

・岡本委員

それに関連して。個々の畑とか田んぼとかを回るようなことばっかし今進んどるんですけど、それと並行して根本的にやっぱり、シカでもイノシシでもクマでも山へ帰るような、農林省でも問題ちょっと総合的に考えていかないと永遠に続く問題で、もう何代も何代も続いていったら仕舞にもう皆困ってしまうと思うので、やっぱり山で食べ物を作るといって、そういうのをどこかサンプル的にでも、まずこの地域からやるとか何かしてもらわないと、い

つまでたってもこの話消えないと思うんです。よろしく願います。

・萱野推進委員

青森のどこかで、一晩でリンゴいかれてしもうて所得0やったっていうの、テレビでやっと思ったわい。これはやっぱり向こうも生きるためのあれなので、里山を皆つぶしてしもて、食べるもんなくなっしてしもうたん、これ人間なので、今言っとするように、栗とかそういうのを今年植えたんやって。ほしたらやっぱり大分減ったというか。クマでもあれでも、食べるもんないさかいおりてくる。一旦、人間食べとるもんを味知ったら、イノシシらもう山へ戻れへんというんや。やっぱりうまいというかね。もうウリボウズが覚えてしもうたら、そのウリボウズはもう個体的にその辺におるといふ。山知らんというか。そんな現状なんで、どなんするか。やっぱり大分ここで変えらな、それはもう回復せえへん。

・議 長

大変難しい問題やな。

・岡本委員

これはそやけど、大体、国の政策でなっとするんです。人工林を作り過ぎて、みんな下へおりてくるようになったわけですから、やっぱりこれは国の問題として取り上げてもらわないと、こんな一市町村でやっていくったって、できん問題やと思うんです。そやから、国会議員やら県会議員にしっかり働いてもらわないかん。

・議 長

そういうことで、また要望していかないかん。確かに、私も中山間でおって、もうことは田んぼのあぜむちゃくちゃされて、水路がつぶされてしもうて、そういうことになると、結局、生産意欲なくなるわけやな。整備してもまたいかれると。網なりトタン板でしてあるんやけども、やっぱり、さっき松岡さん言うたように、穴掘って下から入ってくる。賢い、彼らは。生活していかんなんから。それと結局、知恵比べということで、私も狩猟免許持っとするんやけど、わなかってなかなか、箱わなへはなかなかもう入れへん。結局、箱わなよりもくくりの方があれやと思うて、くくりしたりするんやけど、くくりはまた危のうて、いろん

な問題があつて。止めるのに鉄砲持つとる人に止めてもらわないかんし、いろいろ問題点はありますけれども、知恵比べしながら、今のところは行くしかしゃあないし、市、県、自己負担と、3分の1、3分の1の結局補助事業もありますので、そんな形のもんの利用しながらやっていくしか、今のところはそれしか方法ないんやしな。何ぞええ方法があつたら、また一遍、行政の方でも考えたつてもろて、そして、予算化をしてもらわなあかんと思うんやけども、そんなことでまた予算化してやってほしいなというふうに思います。

それでは、以上をもちまして、本定例委員会に付託された案件等についてはすべて終了いたしました。これをもちまして、令和元年11月定例の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和元年11月11日

会 長 土井 清美 ⑩

6 番 田中 里美 ⑩

7 番 田中 一孝 ⑩